

○高根沢町イメージキャラクター着ぐるみの使用に関する要綱

平成29年4月7日

告示第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高根沢町のイメージキャラクター「タンタン」と「モモタン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者は、高根沢町イメージキャラクター着ぐるみ使用許可申請書（兼使用許可書）（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 町長は、前条の使用許可申請があった場合、着ぐるみを使用する活動等が次の各号のいずれにも該当するときはその使用を許可し、速やかに高根沢町イメージキャラクター着ぐるみ使用許可書（兼使用許可申請書）（様式第1号）を交付するものとする。

- (1) 町のPRに資する公益性の高いものであること。
- (2) 特定の政治的又は宗教的思想等を有しないものであること。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのないものであること。
- (4) 町の信用や品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのないものであること。

(使用上の遵守事項)

第4条 着ぐるみの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを許可内容に即して使用すること。
- (2) 着ぐるみを取扱いマニュアルに従って適切に管理すること。
- (3) 着ぐるみの返却時には、その使用状況が分かる写真等を提出すること。

(使用許可の取消)

第5条 町長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、その許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても町はその責めを一切負わないものとする。

(使用料)

第6条 着ぐるみの使用料は無料とする。

(使用者の責任)

第7条 使用者は、着ぐるみを破損し、又は汚損した場合には、使用者の責任と負担により必要な修補を行い、原状に復さなければならない。

2 着ぐるみの使用によって使用者に生じた被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対して、町はその責めを一切負わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(様式第1号)

高根沢町イメージキャラクター着ぐるみ使用許可申請書 (兼使用許可書)

年 月 日

高根沢町長 様  
(企画課扱い)

高根沢町イメージキャラクター着ぐるみの使用に関する要綱に基づき、使用の許可を申請します。

申請者	住所又は所在地			
	団体等の名称	(連絡先電話番号)		
	氏名又は代表者	⑩		

使用目的				
使用の日	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)			
	貸与希望日	年 月 日	返却予定日	年 月 日
着ぐるみの種類	<input type="checkbox"/> タンタン <input type="checkbox"/> モモタン (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> )			
備考				

上記申請について、使用を許可します。

高企第 号

年 月 日

高根沢町長

印

使用上の遵守事項

1. 着ぐるみは許可内容に即して使用してください。
2. 着ぐるみは取扱いマニュアルに従って適切に管理してください。
3. 着ぐるみ返却時には、その使用状況が分かる写真等を提出してください。